

江別河川事務所管内公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和 8 年 3 月 25 日
札幌開発建設部江別河川事務所

1. 目的

江別河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして有効に活用していただける個人希望や企業希望を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行しています。

本試行により採取した樹木等については、自家消費に限るなどの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などを行うことができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「公募型樹木等採取試行応募様式」に必要事項を記入のうえ期日までに応募してください。

【応募要領】

2. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、本募集要項を確認し、「別添の「様式-1 公募型樹木等採取試行応募様式」に必要事項を記入し、令和8年4月15日迄に郵送、ファックス又はEメール(PDF形式)にて以下の宛先まで応募してください。

応 募 先

郵 送 : 〒067-0074 江別市高砂町 5 番地

札幌開発建設部 江別河川事務所 公募型樹木採取担当 宛

F A X : 011-382-3857

E メール : hkd-sp-ebetukasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- (1) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- (2) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- (3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 直近1年間の税を滞納している者
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

4. 樹木等採取の概要

(1) 採 取 期 間:個人希望(人力積込)

令和8年5月18日～令和8年5月29日

企業希望(機械積込)

令和8年6月1日～令和8年6月19日

(2) 採 取 予 定 場 所: 石狩川左岸 江別市豊幌地先

(3) 採 取 対 象 量: 約430m³

(4) 主 な 樹 種: ヤナギ類 等

※ 今回は、工事に伴い発生するものであることから、「伐採,運搬(集積場)」は、江別河川事務所側で行います。参加希望者は、「集積場からの搬出」となります。

※ 公募型樹木等採取試行応募様式-1の記載にあたっては、図面、参考資料を確認し、記載してください。

※ 採取期間、採取対象量などは変更となる場合があります。

※ 想定される採取量は実際(集積場)では異なる場合があります。ご了承ください。

※ 応募状況によっては、希望する採取量や樹木の形状と異なる場合がありますので、ご了承ください。

※ 採取期間について、個人希望(人力積込)と企業希望(機械積込)を分けています。木材等を採取する場所は作業環境が悪く、両者(人力積込及び機械積込等)が近接作業した際、大事故につながる危険性があることから今年度より採取する時期を別期間にさせていただくことになりましたのでご理解願います。

5. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合や確実性などを総合的に判断し、参加される方を選定いたします。また、選定された方には、別途必要書類に必要事項を記入していただきます。選定結果につきましては、当選者に郵送又はEメールで通知いたします。なお、選定結果内容については、お答えいたしません。

※採取対象量が例年よりも少量となっております。このため応募者が多数となった場合は、申請いただいた「希望採取量」「使用目的」「採取方法」「採取時期」などを総合的に判断し樹木等採取者の選定をいたしますので選定から漏れた場合はご容赦ください。

6. その他

(1) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等で担当者が聞き取りする場合があります。

(2) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について江別河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、江別河川事務所の担当者から連絡いたします。

- (3) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- (4) 本試行中に、自損事故・破損又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います(運搬路の砂利には再生骨材を使用しているため、細かな鉄筋を含んでいることがありますのでタイヤのパンク等に注意してください)。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。
- (5) 採取場所内では、他の参加者が作業している場合や、工事関係車両が多数通行・作業を行っている場合があることから、採取作業にあたっては安全確保を優先し、十分に注意する必要があります。
- (6) 採取する際は、枝葉等を放置するようなことなく、必ず枝葉等を持ち帰り処理していただきます。
枝葉等を乱雑に放置した者については、来年度から採取をお断りさせていただきます。
- (7) 本試行に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

札幌開発建設部 江別河川事務所 公募型樹木採取担当

電 話 : 011-382-2358

F A X : 011-382-3857

Eメール : hkd-sp-ebetukasenkoubu@gxb.mlit.go.jp